

6資第63号  
令和6年（2024年）5月2日

一般社団法人長野県産業環境保全協会長 様

長野県環境部長

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月19日付けで、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示」が別添のとおり公布されました。

内容を御確認いただくとともに、貴会員への周知について御配慮願います。

（問合せ先）

担 当：長野県環境部資源循環推進課廃棄物政策係  
篠田

電 話：026-235-7165（直通）

FAX：026-235-7259

E-mail：junkan@pref.nagano.lg.jp